

免税軽油申請の手引き

～免税軽油制度を活用して コスト削減！！～



軽油 1ℓにつき 32.1 円免除

検索



育てよう明日を

JAグループ鹿児島

令和３年　４月　８日
経済連燃料自動車課

「免税軽油申請の手引き」掲載内容に関するお詫びと訂正

平素より石油事業につきましては、各段のご理解を賜り感謝申し上げます。

当ホームページに掲載しておりました「免税軽油申請の手引き」について誤りがありましたので下記の通り訂正させていただきます。

お客様ならびに関係各位にはご迷惑をおかけしましたことを謹んでお詫び申し上げます。

「免税軽油申請の手引き」 １１ページ

（誤）収入印紙（５００円）

（正）収入証紙（５００円）

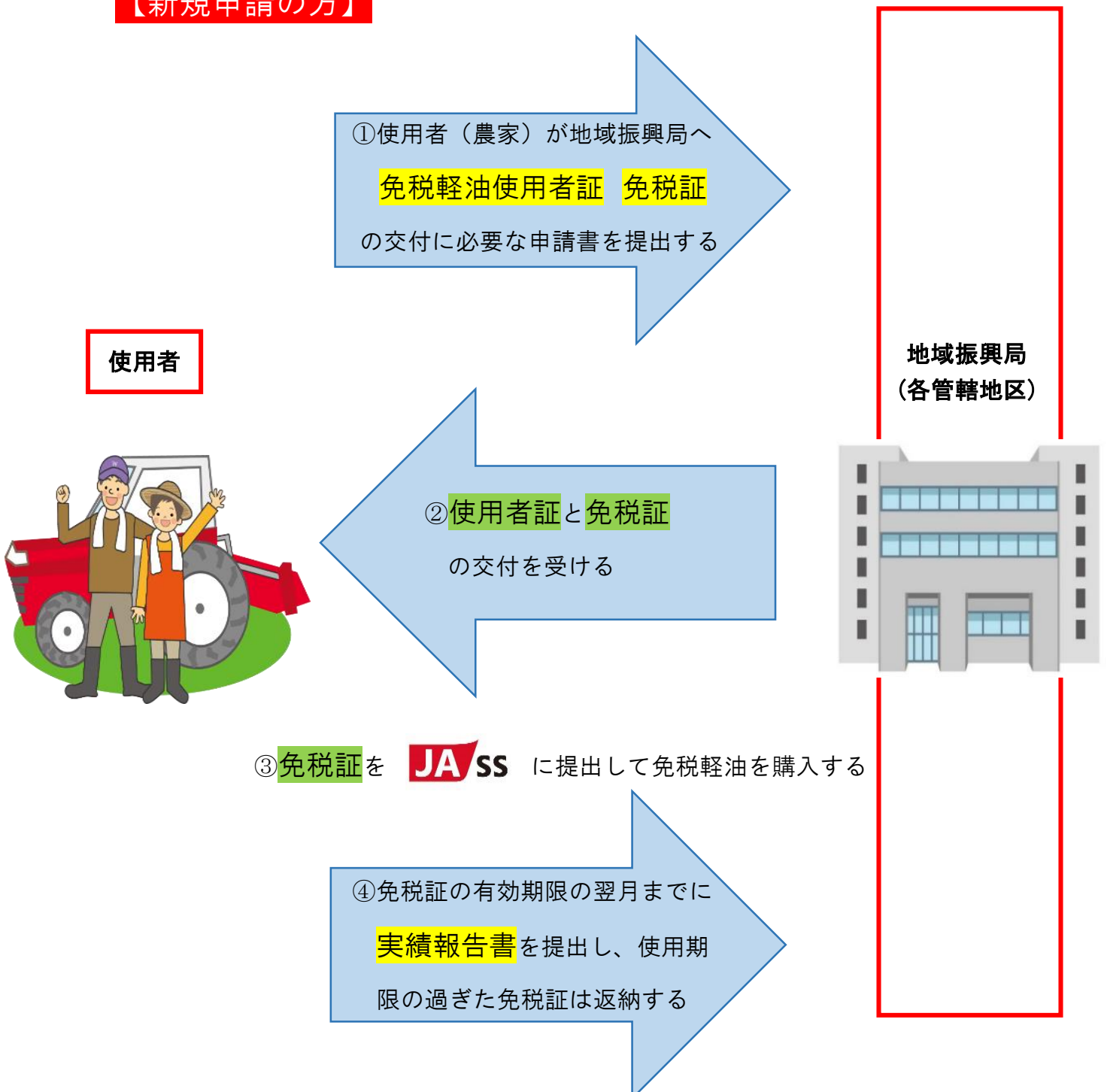
免税軽油について

1. 免税軽油とは

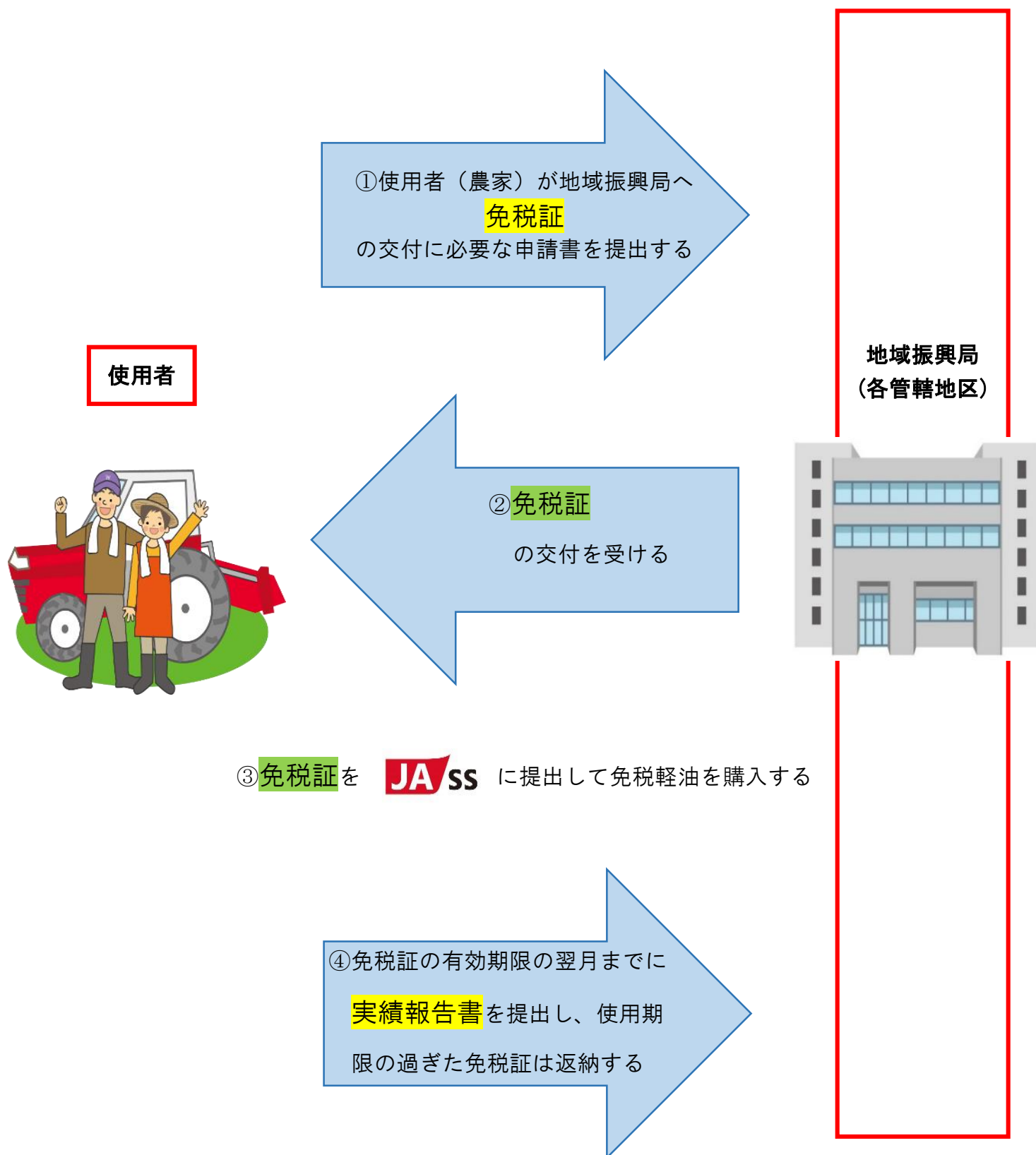
農林業・船舶などで軽油をご使用される（道路の走行をしない）方の、軽油 1 Lにつき **32.1 円** の軽油取引税が**免除**される制度のこと。

2. 年間軽油使用量 1 万 L 以下の方の申請から交付、使用までの流れ

【新規申請の方】



【2年目,3年目の申請】



3. 申請手続きに必要な書類

○事前にご用意いただくもの

- 住所が確認できるもの（身分証明書・住民票等）
- 使用農業機械の販売証明書 p.6
- 使用農業機械のカタログ p.7
- 使用農業機械の写真（前後左右4方向＋エンジン） p.8
- 耕作面積証明書（農業委員会に登録されている方） p.9
- 借地証明書（農業委員会に未届の借地をお持ちの方） p.10

○申請書類

<免税軽油使用者証> 有効期限：最長3年

- 免税軽油使用者証交付申請書 p.12
- 免税軽油使用者証交付申請書添付明細書 p.13
- 誓約書 p.14-15
- 免税軽油使用者に係る注意事項 p.16-17
- 収入証紙 500円

<免税証> 有効期限：最長1年（但し、年間交付数量1万L以上の場合は6ヶ月）

- 免税証交付申請書 p.19
- 免税証交付申請書添付明細書 p.21
- 免税軽油使用者証

4. 報告書の提出

(1) 提出期限

- ・年間交付数量1万L以下
：1年分を免税証有効期限の翌月までに提出
- ・年間交付数量1万L以上
：毎月分を翌月末までに

(2) 報告書類

- 免税軽油の引取り等に係る報告書
- 免税軽油給油分のSS納品書（引渡証明書）



p.23-24

【年間交付数量1万L以上の方が必要な書類】

- 免税軽油機械使用実績内訳書集計表 p.25
- 免税軽油使用実績内訳書 p.26

【免税証が余った場合や農機等に変更がある場合に必要な書類】

- 免税軽油使用者証返納書 p.28
- 免税証返納書 p.29
- 免税軽油使用者証書換申請書 p.30

鹿児島県内 地域振興局一覧

地域振興局	対象 J A	連絡先	住所
鹿児島地域振興局	・鹿児島みらい ・さつま日置 (串木野、郡山、 日吉、飯牟礼)	099- 805-7231	〒892-8520 鹿児島市小川町3-56
南薩地域振興局	・いぶすき ・南さつま ・さつま日置 (南部地区)	0993- 52-1317	〒897-0031 南さつま市加世田東本町 8-13
北薩地域振興局	・北さつま (川内・さつま) ・鹿児島いずみ	0996- 25-5205	〒895-8501 薩摩川内市神田町 1-22
始良・伊佐 地域振興局	・北さつま (伊佐地区) ・あいら	0995- 63-8126	〒899-5212 始良市加治木町諏訪町12
大隅地域振興局 (鹿屋地区・ 大隅地区)	・そお鹿児島 ・鹿児島きもつき ・あおぞら ・肝付吾平	0994- 82-1992 (大隅地区) 0994- 52-2097 (鹿屋地区)	〒899-8102 曾於市大隅町岩川5677 〒893-0011 鹿屋市打馬2-16-6
熊毛支庁	・種子屋久	0997- 22-0006	〒891-3192 西之表市西之表7590
大島支庁	・あまみ	0997- 57-7229	〒894-8501 奄美市名瀬永田町17-3

事前にご用意いただく書類

- ☐住所が確認できるもの
(身分証明書・住民票等)
- ☐使用農業機械の販売証明書… p. 6
- ☐使用農業機械のカatalog… p. 7
- ☐使用農業機械の写真（前後左右4方向）… p. 8
- ☐耕作面積証明書… p. 9
(農業委員会に登録済みの農地をお持ちの方)
- ☐借地証明書… p. 10
(農業委員会に未登録の借地をお持ちの方)

(見本)

販売証明書

販売先 鹿児島県

様

販売機種及び型式

機 種 : トラクター(クボタ) MZ65 馬 力 : 65

機 種 : トラクター (ミツビシ) GX37 馬 力 : 37

機 種 : トラクター (クボタ) LT-225 馬 力 : 25

令和 年 月 日

上記のとおり販売したことを証明致します。

鹿兒島県〇〇市××町△番地
☆☆農業協同組合
代表理事組合長

使用農業機械のカタログ（例）

■ 主要諸元

名 称		ヤンマー乗用型トラクター						ヤンマー乗用型トラクター	
販売型式名		YT463			YT470			YT463	YT470
区 分		UN2	UQN2	YUQN2	UN2	UQN2	YUQN2	DYUQW	
仕 様		メカホイール	メカホイール	無段ホイール	メカホイール	メカホイール	無段ホイール	デルタ	
居住方式		ロブス			ロブス			キャビン	
駆動方式		4輪駆動						4輪駆動	
機体寸法		3960						3975	
		1800		1850		1800		1850	
		2625	2635	2635	2625	2635	2635	1895	
		450	450	450	450	450	450	2640	
機体質量 (重量) (kg)		450	450	450	450	450	450	455	
		2540	2800	2800	2540	2800	2800	3380	
エンジン		4TNV98C						4TNV98C	
		水冷4サイクル4気筒直噴エコディーゼル						水冷4サイクル4気筒直噴エコディーゼル	
		3.318(3318)						3.318(3318)	
		46.3(63)/2500			51.5(70)/2600			46.3(63)/2500	51.5(70)/2600
		ディーゼル軽油						ディーゼル軽油	
		110						110	
走行部		タイヤ	前輪 (mm)		9.5-24ZZ		360/70R20Z		
			後輪/クローラ幅×接地長 (mm)		12.4-38ZZ		450		
		軸距 (mm)		2150		2150			
		軸距		1220～1740 (標準：1440) 16段		1460			
				1220～1820 (標準：1420) 14段		1440			
		湿式多板油圧式						湿式多板油圧式	
		湿式ディスク						湿式ディスク	
		全油圧式/パワーステアリング						全油圧式/パワーステアリング	
		変速方式		シンクロメッシュ		I - HMT	シンクロメッシュ		I - HMT
		変速段数 (段)		F16×R16 (主：4 副：4)		無段 (副：3)	F16×R16 (主：4 副：4)		無段 (副：3)
		0.21～32.2		0.15～34.0	0.22～33.3		0.15～34.0		
		0.20～31.4		0.15～26.0	0.21～32.5		0.15～26.0		
		3.8						4.4	
PTO		湿式多板油圧式						湿式多板油圧式	
		1速 (rpm)		540		561		540	561
		2速 (rpm)		754		784		754	784
		3速 (rpm)		958		997		958	997
		R速 (rpm)		-	672	-	699	672	699
		JIS35 (6スプライン)						JIS35 (6スプライン)	
けん引装置		スイングドローバ (オプション)		スイング ドローバ	スイングドローバ (オプション)		スイング ドローバ	スイングドローバ	
昇降装置		ポジション・ドラフト・ミックスコントロール						ポジション・ドラフト・ミックスコントロール	
		3点リンクJIS2 (1)形						3点リンクJIS2 (1)形	
		24500 {2500}						24500 {2500}	
		27400 {2800}						27400 {2800}	
安全キャブ/ フレーム		SF702		KQ705		SF702		KQ705	
		申請中		申請中		申請中		申請中	
		安全フレーム		安全キャブ		安全フレーム		安全キャブ	
型式検査合格番号		-						-	
型式名		申請中		申請中		申請中		申請中	申請中
小型特殊型式認定番号		-						-	
運転免許		大型特殊 (農耕用)						大型特殊 (農耕用)	

※ヤンマー純正オイルを必ずご使用下さい。純正以外のオイル使用は故障の原因になります。



YT463 メカロブス仕様



YT463 メカホイール仕様



YT463 無段ホイール仕様

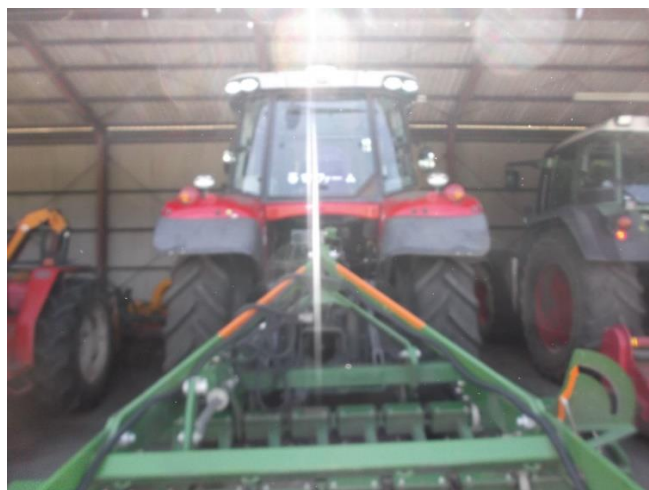


YT463 デルタ仕様

使用農業機械の写真（例） ※前後左右、型式等のプレート（5枚）



前



後



右



左



型式や製造番号等が記載されたプレート

(見本)

耕作面積証明書

令和 年 月 日
〇〇農委第 号

住所

氏名

〇〇市農業委員会
会長

次の事項は、あなたの名義の農地基本台帳に記載されていることを証明する。

	田 (㎡)	畑 (㎡)	その他 (㎡)	計 (㎡)
自 作	0.00	0.00	0.00	0.00
借 入	0.00	52,308.00	0.00	52,308.00
計	0.00	52,308.00	0.00	52,308.00
貸 付	0.00	0.00	0.00	0.00
申請理由 農業用軽油の課税免除申請のため地域振興局へ提出				

(見本)

令和 年 月 日

借 地 証 明 書 (免税軽油申請用)

鹿児島県地域振興局長 殿

甲（地主）は、乙（借地人）に対し農地を下記のとおり貸与していることを証明します。
丙（立会人）は下記事実に誤りのないことを認めます。

記

地 目 (田・畑)	面 積				所 在 地	貸 与 期 間
畑	町	反	畝	歩	〇〇市××町△番地	5 年
		3	6	1		

甲（地 主）住所

氏名 ⑩ (TEL)

乙（借地人）住所

氏名 ⑩

丙（立会人）住所

氏名 職業 ()
⑩ (TEL)

(注) 1 甲、乙、丙は必ず自筆捺印してください。

2 立会人はできるだけ農業委員等責任のある人を選んでください。

免税軽油使用者証の 交付申請に必要な書類

□免税軽油使用者証交付申請書… p. 12

□免税軽油使用者証交付申請書添付明細書… p. 13

□誓約書… p. 14-15

□免税軽油使用者に係る注意事項… p. 16-17

□収入証紙（500円）

※赤文字の箇所を記入

※ 処 理 事 項		審査	交付			証の番号	
						第 号	
		年 月 日から 年 月 日まで有効					
受付印 令和 年 月 日 長殿		免税軽油使用者証交付申請書					
住所又は事務所若しくは事業所所在地		鹿児島県〇〇市××町123					
業 種		農業		法人の場合は代表者印			
氏 名 又 は 名 称		農協 太郎 印					
この申請に应答する係及び氏名並びに電話番号		電話 ()					
機 械 ・ 車 両 又 は 設 備 の 明 細	所 在 地	〇〇市 ××町	〇〇市 ××町	〇〇市 ××町	機械の置き場を記入		
	名 称	No. 1 トラクター	No. 2 トラクター	No. 3 トラクター	No.	No.	No.
	所有者の氏名又は名称	農協 太郎	〃	〃			
	型 式	メーカー名 型式	メーカー名 型式	メーカー名 型式	カタログ記載の型式 と馬力を記入		
	軸 馬 力	25	30	30			
	燃 焼 方 式	ディーゼル	〃	〃			
	台 数	1	1	1			
	用 途	農業	農業	農業			
年 間 見 込 所 要 数 量		リットル	リットル	リットル	リットル	リットル	リットル
年 間 見 込 所 要 数 量 合 計		リットル					

第16号の16の2様式記載要領

- この申請書は、地方税法附則第12条の2の7第2項の規定により新たに免税軽油使用者証の交付を申請する場合において、交付を受けようとする道府県知事に1通提出すること。
- 「※処理事項」欄は、申請者において記載することを要しないこと。
- この申請に应答する係については、機械、車両又は設備について詳細に説明できる者を記載すること。
- 機械、車両又は設備の明細については、詳細に記載すること。
- 免税証の交付を申請する者が他の者の所有に係る機械、車両又は設備を使用している場合においては、これを証する書面を添付すること。
- 「型式」欄には、製作所名及び機械、車両又は設備の通常称されている型の名称を記載すること。

免税軽油使用者証交付申請書添付明細書（農業用）

住所又は所在地	鹿児島県〇〇市××町123		氏名又は名称	農協 太郎		
加入農協名及び所在地	鹿児島県〇〇市××町△番地 ☆☆農業協同組合					
軽油購入先業者名及び住所(所在地)	鹿児島県〇〇市××町△番地 ☆☆農業協同組合 ◎ ◎ 給油所					
耕作面積	田	6,850 m ²	耕耘機械 使用面積	田	m ²	
	畑	338,850 m ²		畑	m ²	
作付面積	米	6,800 m ²	作物ごとに作付面積を記入			
	甘しょ	m ²				
	馬鈴薯	m ²				
	茶	328,800 m ²				
機械所有者の住所又は所在地及び氏名又は名称	機 械 名	住 所 又 は 所 在 地	氏 名 又 は 名 称			
	No1	トラクター	〇〇市××町123	農協 太郎		
	No2	トラクター	〇〇市××町123	〃		
	No3	コンバイン	〇〇市××町123	〃		
	No4			機械の置き場を記入		
	No5					
使用機械内訳	機 械 名	製 作 所 名	車 体 (製 造) 番 号	馬 力	面 積	年 間 見 込 数 量
	No1	トラクター	メーカー名	型式	25	ℓ
	No2	トラクター	メーカー名	型式	30	ℓ
	No3	コンバイン	メーカー名	型式	30	ℓ
	No4					ℓ
	No5					ℓ
使用見込数量 査定内訳						
* 査 定 年 月 日		年 月 日		査 定 者 職 氏 名		印

(注) *欄は記載する必要はありません。

(見本)

第十六号の十八様式（第八条の二十八関係）

誓 約 書

私
私共
は地方税法施行令第43条の15第15項第1号から第4号までの
いずれにも該当しない者であることを誓約します。

令和 ○○ 年 ○ 月 ○○ 日

知 事 殿

氏名又は名称

農協 太郎

⑩

備 考

二人以上の者が代表者を定めて免税軽油使用者証の交付を受ける場合にあつては、
免税軽油使用者全員が記名押印すること。

備 考

- 1 二人以上の者が代表者を定めて免税軽油使用者証の交付を受ける場合にあっては、免税軽油使用者全員が記名押印すること。
- 2 虚偽の内容を記載した誓約書を添付して免税軽油使用者証の交付を受けた場合は、免税軽油使用者証及び免税証の返納を命ぜられることがあります。
また、返納を命ぜられた日から起算して2年を経過していない場合は、免税軽油使用者証及び免税証の交付を受けることができません。
- 3 2の免税軽油使用者証を提示し免税証の交付を受け免税軽油の引取りを行った場合、免税証の不正受給による免税軽油の引取りとして処罰されます。

(地方税法施行令第43条の15第15項第1号～第4号の内容)

- 第1号 免税軽油使用者証及び免税証の返納を命ぜられた日から起算して2年を経過しない者
- 第2号 国税又は地方税の滞納処分の日から起算して2年を経過しない者
- 第3号 国税若しくは地方税に関する法令の規定により罰金以上の刑に処せられ、又は国税通則法、関税法若しくは地方税法の規定により通告処分を受け、刑の執行を終わり、若しくは執行を受けることがなくなった日又はその通告の旨を履行した日から起算して3年を経過しない者
- 第4号 免税軽油使用者が法人であって、その役員のうちに第1号、第2号、第3号のいずれかに該当する者があるとき

免 税 軽 油 使 用 者 に 係 る 注 意 事 項

◎ 免税軽油使用者証について

- 1 免税軽油使用者証は、記載されている機械又は車両等に免税軽油を使用することを証明するものですから大切に保管してください。
- 2 免税軽油使用者証に記載された事項（住所又は所在地、氏名又は名称、機械の入換え等）について、異動を生じた場合は、直ちに関係書類を添付して書換申請の手続きをとってください。
- 3 有効期間満了後、引き続き免税軽油を使用する場合は、直ちに免税軽油使用者証を返納のうえ更新の手続きをとってください。
- 4 免税軽油の引取りを必要としなくなったときや免税軽油使用者証の有効期間が満了したときは、遅滞なく免税軽油使用者証を返納してください。
- 5 免税軽油使用者証を紛失された場合は、直ちに届け出て再交付の手続きをとってください。
- 6 免税軽油は、免税軽油使用者証に記載された機械又は車両等以外には使用できません。（「◎申告納税の義務」の項を参照）

チェック	
1	
2	
3	
4	
5	
6	

◎ 免税証について

- 1 免税証は、厳重に保管し紛失することのないようにしてください。
万一紛失された場合は、免税証の種類、記号・番号、紛失年月日及び紛失の事実を証する書類を添付して直ちに届け出てください。
- 2 免税証は、他人に譲り渡したり販売業者等に預けたりすることのないようにしてください。
- 3 免税証の交付申請書を提出する場合は、免税軽油使用者証を提示してください。
- 4 免税証の交付を受けたときは、交付数量を確かめてください。
また、免税軽油使用者証に記載された数量と照合してください。
- 5 免税証の有効期間満了後は、直ちに関係書類を添付して交付申請の手続きをとってください。期間満了後の免税証は無効ですので必ず返納してください。
- 6 免税軽油に係る販売業者は自由に選べますが、免税証に記載された後は、勝手に変更することはできません。
やむを得ない理由で変更する場合は、事前に申し出てください。
- 7 免税軽油の引取りは、免税証の有効期間内に、指定された販売業者から免税証と引換えに行ってください。
- 8 免税軽油は、課税軽油と区分し、使用状況を明確にして、免税用途以外の用途に使用しないでください。
- 9 事業廃止等により使用しなくなった免税証は、直ちに返納してください。
- 10 免税証の有効期間内に免税証が不足すると予想される場合は、必ず事前に交付申請の手続きをとってください。
手続きせず不足分の軽油を購入された場合は、課税免除の対象となりませんのでご注意ください。

1	
2	
3	
4	
5	
6	
7	
8	
9	
10	

◎ 免税証を交付できない場合について

- 1 免税軽油の使用予定数量が、用途及び使用期間に照らして適当でないとき
- 2 免税軽油使用者証及び免税証の返納命令を受け、その日から2年を経過していないとき
- 3 国税・地方税の滞納処分を受け、その滞納処分の日から2年を経過していないとき
- 4 国税・地方税の法令により罰金以上の刑に処せられ、又は国税通則法・関税法・地方税法による通告処分を受け、それぞれ、その刑の執行を終わり、若しくは執行を受けることがなくなった日又は通告の旨を履行した日から3年を経過していないとき
- 5 法人の場合、役員に2から4のいずれかに該当する者があるとき
- 6 免税軽油使用実績報告書を提出しないとき
- 7 その他、軽油引取税の取締り又は保全上特に不適当と認められるとき

1	
2	
3	
4	
5	
6	
7	

◎ 免税軽油使用者証・免税証の返納命令について

すでに免税軽油使用者証及び免税証の交付を受けている場合であっても、次の場合、使用者証・免税証の返納を命ぜられることがありますので注意してください。

(要件に該当することとなった日までさかのぼって課税されることがあります。)

- 1 誓約書に虚偽の内容が記載されていることが判明したとき
- 2 地方税に関する法律の規定に違反したとき(滞納を含む。)
- 3 軽油引取税の取締り又は保全上特に必要があると認められるとき

1	
2	
3	

◎ 報告書について

- 1 提出期限は厳守してください。
- 2 報告書は、免税軽油使用者において作成してください。共同申請の場合は、免税軽油使用者以外の者が代わって作成し、あるいは、まとめて提出しても差し支えありませんが、この場合においても報告書の作成及び提出に関する一切の事項についての責任はそれぞれの免税軽油使用者が負うことになります。
- 3 免税機械使用実績内訳書については、免税機械ごとに作成してください。
なお、免税機械を2台以上保有している場合又は、タンク、ドラム缶等に免税軽油を保管して、そこから免税機械に給油する場合は、免税軽油使用実績内訳書集計表も作成してください。
- 4 納品書又は領収書等の写しを提出できない場合は、販売業者から免税軽油の引取りの事実を証明する書類(免税軽油引渡証明書)を発行してもらい提出してください。

1	
2	

3	
---	--

4	
---	--

◎ 申告納税の義務

免税軽油を他人に譲り渡したり、又は免税用途以外の用途に使用した場合には、譲渡又は使用した日から30日以内にその数量及び税額を申告し、その税額を納付しなければなりません。

◎ 免税軽油使用者に関する罰則

次のような行為をした場合には、罰則が適用されます。

- ・ 偽りその他不正の行為により免税証の交付を受けて、免税軽油の引取りをしたとき
- ・ 免税証を他人に譲り渡したり、又は他人から譲り受けたとき
- ・ 免税証を譲り受け免税軽油の引取りを行ったとき
- ・ 県の承認を受けずに、免税軽油を他人に譲り渡したり、又は他人から譲り受けたとき
- ・ 県が行う関係帳簿書類その他の物件の検査を拒否、妨害したとき
- ・ 報告書を提出せず、又は虚偽の記載をした報告書を提出したとき

◎ その他

担当職員が、現地調査(帳簿検査その他)をする場合がありますので、免税証及び免税軽油は受け払いを厳正にして、その使用状況を明らかにしておいてください。現地調査に伺った場合には、ご協力をお願いします。

上記のとおり確認しました。

年 月 日

署名

印

◎ 免税軽油に係る相談窓口

事務所
所在地
電話番号

免税証の 交付申請に必要な書類

□免税証交付申請書… p. 19-20

□免税証交付申請書添付明細書… p. 21

□免税軽油使用者証

※赤文字の箇所を記入

受付印

※処理事項

審査

承認

交付

リットル

免税軽油の使用に係る
事務所又は事業所所在地

鹿児島県〇〇市××町123

令和 年 月 日

業 種

農 業

長 殿

免税軽油使用者証の番号
及び氏名（名 称）

鹿児島県（ ）第 〇〇〇〇 号

農協 太郎

印

この申請に应答する係
及び氏名並びに電話番号

電話（ ）

免 税 証 交 付 申 請 書

機械、車両又は
設備名(番号)

No. 1 トラクター

No. 2 トラクター

No. 3 コンバイン

No.

No.

No.

No.

No.

No.

所要数量合計

1,380

リットル

所要数量計算期間

年 月 日から

年 月 日まで

希望する販売業者名及び所在地

免税証の種類

枚 数

数 量

※処理事項

免税軽油を購入する給油所

鹿児島県〇〇市××町△番地
☆☆農業協同組合
◎◎給油所

初年度は記入不要

リットル券

200

4

リットル

800

100

4

800

20

5

400

10

8

100

希望する免税証の種類と枚数を記入
(免税証の種類)

1,5,10,18,20,50,100,200,500,
1000,5000,10000リットル

計

前回交付を受けた免税証

前回交付を受けた免税証のうち使用量

(ア) - (イ)

計 算 期 間

数 量(ア)

期 間

数 量(イ)

〇年 〇月 〇日から

リットル

1,200

〇年 〇月 〇日から

リットル

1,150

リットル

50

〇年 〇月 〇日まで

〇年 〇月 〇日まで

前回交付を受けた免税証に記載された販売業者以外の販売業者
から免税軽油の引取りを行った場合の販売業者の氏名又は名称

数 量

リットル

第十六号の二十一様式（第八条の二十八関係）

第16号の21様式記載要領

- 1 この申請書は継続して免税証の交付を受けようとする場合において、交付を受けようとする都道府県知事に免税軽油使用者証を提示して一通提出すること。
- 2 「※処理事項」欄は、申請者において記載することを要しないこと。
- 3 「機械、車両又は設備名(番号)」欄には、免税軽油使用者証に記載された機械、車両又は設備名の番号のみを記載すること。なお、共同申請の場合には第16号の22様式の記載のみをもって足りるものであること。
- 4 所要数量の計算の基礎については、最近の実績、生産量、稼働日数、稼働時間等により明細に記載した計算書(第16号の22様式の「共同申請明細書」を提出する場合は各個人ごとの計算書)を必ず添付すること。

免税証交付申請書添付明細書（農業用）

住所又は所在地		鹿児島県〇〇市 ××町△番地123		* 年間所要見込 査定数量		1, 440 0	
				氏名又は 名称		農協 太郎	
機械の名称 及び馬力等	機 械 名	機 械 名	型 式	馬 力	機 関 の 種 類	用 途	
	No1	トラクター	メーカー名 型式	25	ディーゼル	農業	
	No2	トラクター	メーカー名 型式	30	ディーゼル	農業	
	No3	コンバイン	メーカー名 型式	30	ディーゼル	農業	
	No4						
	No5						
栽培作物	茶	米					
作付面積	328,800	6,800					
収獲予定量							
区 分	耕 う ん	脱 穀	粃 す り				
1 時 間 当 り 軽油使用量 (ア)	5 ㍓	6 ㍓	3 ㍓				
10 アール(1反)又は1kg(kl) 当り稼働時間 (イ)	4 時間	4 時間	4 時間				
面 積 又 は 重 さ (容 積) (ウ)	30 反	30 反	10 反				
軽 油 消 費 量 (ア) × (イ) × (ウ)	600 ㍓	720 ㍓	120 ㍓				
軽 油 消 費 量 合 計	1, 440 0						
所 要 数 量 計 算 期 間	令和 元年 4月 1日 から 2年 3月 31日 まで 12 か月						
参 考 事 項							
* 査 定 年 月 日	年 月 日		査 定 者 職 氏 名		印		

下記の軽油消費量
合計と同じ数量

【軽油消費量のめやす】

- ・トラクター
馬力(ps) × 0.2 = 燃料消費量(㍓)
- ・コンバイン[自脱型]
2条、3条(17~35ps) ... 4.0(㍓)
4条以上(35~50ps) ... 7.0(㍓)

(注) 栽培作物欄は、所要数量計算期間における作物について記載すること。

報告に関する書類

□免税軽油の引取り等に係る報告書… p. 23-24

□免税軽油機械使用実績内訳書集計表… p. 25

□免税軽油使用実績内訳書… p. 26

令和 年 月 日 長 殿	受 付 印				
	免税軽油使用者の住所又は事業所若しくは事業所所在地	鹿児島県〇〇市××町 1 2 3			
	免税軽油使用者の氏名又は名称	農協 太郎 印			
	業 種	農業			
	免税軽油使用者証の番号	鹿児島県 第 〇〇〇 号			
この報告に回答する係及び氏名並びに電話番号		(電話)			
免 税 軽 油 の 引 取 り 等 に 係 る 報 告 書					
報告対象期間	令和 〇 年 〇 月 日 から 令和 年 月 日 まで				
免税軽油の引取りに関する事実及びその数量 (引取りの事実 有・無)	免税軽油の引渡しを行った販売業者の事務所又は事業所所在地及び氏名又は名称	免税軽油の引取りに際して販売業者に提出した免税証に関する事項			
引取年月日	引取数量(ア)	種 類 枚 数 免税証の記号及び番号			
令和〇年 〇月〇日 []	リットル 200	鹿児島県〇〇市××町△番地 ☆☆農業協同組合 ◎◎給油所 []	リットル券		～
			200	1	114000123456
					～
令和〇年 〇月〇日 []	200	同上 []	100	2	114000234567～114000234568
					～
					～
[]		[]			～
					～
					～
[]		[]			～
					～
					～
[]		[]			～
					～
					～
[]		[]			～
					～
					～
報告対象期間の初日の前日における免税軽油の保有数量		(イ) 0 リットル			
報告対象期間に引取りを行った免税軽油の数量の合計		(ウ) 1,200 リットル			
報告対象期間に使用した免税軽油の数量の合計		(エ) 1,020 リットル			
報告対象期間における減失等による免税軽油の欠減量		(オ) 0 リットル			
報告対象期間の末日における免税軽油の保有数量 (イ)+(ウ)-(エ)-(オ)		(カ) 180 リットル			

免税軽油の引取数量等の報告に必要な書類

その数量（使用の事実有・無） 免税軽油の使用に関する事実及び	機械、車両又は設備名（番号）	左記の機械、車両又は設備の使用地	免税軽油の使用数量(キ)	稼働日数	稼働時間
	No. トラクター	鹿児島県〇〇市××町 1 2 3	^{リットル} 600	^日 28	^{時間} 120
	No. トラクター	同上	500	28	83
	No. コンバイン	同上	100	10	33
	No.				
	No.				
合 計			1, 200		
報告対象期間の末日における免税証の保有状況	種 類	枚 数	種 類	枚 数	
	10 リットル券	8 枚	^{リットル券}	枚	
	20 リットル券	5 枚			

第 16 号の 30 様式記載要項

- この報告書は、免税軽油使用者証の交付を受けた者が地方税法（以下「法」という。）第 144 条の 27 の第 1 項の規定により報告書を提出する場合に使用し、毎月末日までに（法第 144 条の 27 第 2 項の規定により異なる提出期限が定められている場合には、当該期限までに）、当該免税軽油使用者証を交付した道府県知事に 1 通提出すること。
- 法第 144 条の 21 第 2 項後段の規定により二人以上の者が代表者を定めて免税軽油使用者証の交付を受けた場合には、それぞれの免税軽油使用者ごとに報告書を作成すること。
- 「免税軽油の引取りに関する事実及びその数量」欄中の「引取年月日」欄には免税軽油の現実の納入を受けた年月日を記載すること。
なお、免税証の提出日が免税軽油の納入を受けた日と異なる場合は当該提出日を括弧内に記載すること。
- 「免税軽油の引き渡しを行った販売業者の事務所又は事業所所在地及び氏名又は名称」欄には、免税軽油使用者が実際に免税軽油の引取りを行った販売業者の事務所又は事業所所在地及び氏名又は名称を記載すること。なお、免税証に記載された販売業者と異なる販売業者から免税軽油の引取りを行った場合には当該免税証に記載された販売業者の事務所又は事業所所在地及び氏名又は名称を括弧内に記載すること。
- 「報告対象期間内の初日の前日における免税軽油の保有数量(イ)」欄の数量は、前回提出した免税軽油の引取り等に係る報告書の「報告対象期間の末日における免税軽油の保有数量(カ)」欄の数量と一致するものであること。
- 「報告対象期間に試用した免税軽油の数量の合計(ク)」欄には、「免税軽油の引取りに関する事実及びその数量」欄中「引取数量(フ)」欄の合計数量を記載すること。
- 「報告対象期間に使用した免税軽油の数量の合計(ケ)」欄の数量は、「免税軽油の使用に関する事実及びその数量」欄中「免税軽油の使用数量(キ)」の「合計」欄の数量と一致するものであること。
- 「免税軽油の使用に関する事実及びその数量」欄中「機械、車両又は設備名（番号）」欄には、免税軽油使用者証に記載された機械、車両又は設備名の番号のみを記載すること。
- 「免税軽油の使用に関する事実及びその数量」欄中「免税軽油の使用数量（キ）」欄には、機械、車両又は設備に装着された計量器等によって把握される実際の軽油の使用数量（消費数量）を記載すること。ただし、使用数量の把握が困難な場合にあっては、当該機械、車両又は設備への給油数量をもってその使用数量として差し支えないものであること。
- 「報告対象期間の末日における免税証の保有状況」欄には報告対象期間の末日において有する免税証の種類及び枚数を記載すること。
- この報告書には、免税軽油の引取日、引取数量及び当該免税軽油の引渡しを行った販売業者の氏名又は名称を証するに足りる書類並びに道府県知事が特に必要と認める書類を必ず添付すること。

備 考

「免税軽油の引取りに関する事実及びその数量」、「免税軽油の引渡しを行った販売業者の事務所又は事業所所在地及び氏名又は名称」、「免税軽油の引取りに際して販売業者に提出した免税証に関する事項」及び「免税軽油の使用に関する事実及びその数量」の欄は必要に応じ別業として増やすことができる。

免 税 機 械 使 用 実 績 内 訳 書 集 計 表

年 月 提 出 (月 実 績 分)

免税軽油使用者証番号 第 号

免 税 軽 油 使 用 者

営 業 場 所

免税券年間交付1万L以上
の方が提出する書類

※毎月提出！

1 免税軽油に係る軽油の消費等の状況

区分	前 月 末 残 量	当 月 分		当 月 末 残 量
		給 油 量	消 費 量	
No1	0	0	0	0
No2				
No3				
No4				
No5				
No6				
No7				
No8				
No9				
No10				
No11				
No12				
計				①

2 免税証の受払状況 (単位: 0)

区 分	免 税 証	
	受 入	払 出
前 月 末 累 計	0	0
当 月 分		
当 月 末 累 計		
差 引 残		

3 免税軽油の買入等の状況

区 分		タンク	ドラム その他	計
前 月 末 残 油 量		0	0	0
当 月	買 入 量			
	給 油 量			
当 月 末 残 油 量				②

4 当月末残油の状況

区 分	残 油 量
① + ②	0

免 税 機 械 使 用 実 績 内 訳 書 (年 月 分)

免 税 軽 油 使 用 者			住所(所在地)						氏名(名称)					
			免 税 機 械 名		N o				車 体 (製 造) 番 号					
日	曜	天 候	作業地(目的地)	作業量 (面積)	運 転 (航 海) 等 時 間				アワメーター数		軽油受払内訳			備 考
			作 業 内 容 (その他)		作業	移動	整備	計	メーター 指数	メーター 使用量	補給量	消費量	残量	
前月繰越し														
1														
2														
3														
4														
5														
6														
7														
8														
9														
10														
11														
12														
13														
14														
15														
16														
17														
18														
19														
20														
21														
22														
23														
24														
25														
26														
27														
28														
29														
30														
31														
稼働日数			日	合 計										

(注) 1 この内訳書は、各機械ごとの作業日報、運転日誌により記載すること。

2 「メーター指数」欄は、運転終了時のメーター数を記載すること。

3 「メーター使用量」欄は、前日の終了時と当日終了時のメーター差を記載すること。

4 「軽油受払内訳」欄は、各機械ごとに補給量、消費量、残量を記載すること。

**免税証が余った場合や
トラクター等に変更があった場合に
必要な書類**

□免税軽油使用者証返納書… p. 28

□免税証返納書… p. 29

□免税軽油使用者証書換申請書… p. 30

免税軽油使用者証 返納書

平成 年 月 日

大隅地域振興局長 殿

離農する際に提出
が必要な書類です

(住所又は所在地)

鹿児島県〇〇市××町123

(氏名又は名称)

農協 太郎

印

下記の通り免税軽油使用者証を返納します。

免税軽油使用者証	記号・番号	鹿児島県 第 〇〇〇〇 号				
	業種名	農 業				
	交付年月日					
	有効期間					
事業所の所在地	鹿児島県〇〇市××町123					
免税証の種類	10リットル	50リットル	100リットル	200リットル	500リットル	計
交付を受けた枚数及び量	()	()	()	(4) 800	()	(4) 800
使用した枚数及び量	()	()	()	(4) 800	()	(4) 800
残(返納)枚数及び量	()	()	()	(0) 0	()	(0) 0
返納理由						

- (注) 1 ()書欄に免税証の枚数を記載し、下欄に数量を記載すること。
2 返納理由は簡単に記載すること。
3 返納する者が2人以上ある場合には、その内訳を添付すること。

免 税 証 返 納 書

地域振興局長 殿

平成 ○○年 ○月 ○○日

(住所又は所在地)

鹿児島県○○市××町123

(氏名又は名称)

農協 太郎

印

免税証の使用期限までに使用出来なかった免税証は、返納する必要があります

その際に必要な書類です

下記の通り免税証を返納します。

免 税 軽 油 使 用 者 証	記号・番号	鹿児島県 第 ○○○○ 号				
	業種名	農業				
	交付年月日					
	有効期間					
事業所の所在地	鹿児島県○○市××町123					
免 税 証 の 種 類	10リットル	20リットル	100リットル	200リットル	500リットル	計
交 付 を 受 け た 枚 数 及 び 量	(8) 80	(5) 100	(4) 400	(4) 800		(21) 1,380
使 用 し た 枚 数 及 び 量			(4) 400	(4) 800		(8) 1200
残 (返 納) 枚 数 及 び 量	(8) 80	(5) 100				(13) 180
返 納 理 由						

- (注)
- 1 ()書欄に免税証の枚数を記載し、下欄に数量を記載すること。
 - 2 返納理由は簡単に記載すること。
 - 3 返納する者が2人以上ある場合には、その内訳を添付すること。

免 税 軽 油 使 用 者 証 書 換 え 申 請 書

年 月 日

鹿児島県

長 殿

住所又は所在地

氏名又は名称

印

業 種 名

電話

()

鹿児島県税条例第97条第3項の規定により、免税軽油使用者証の書換えを申請します。

機 械 車 両 又 は 設 備 の 明 細	所 在 地	元	No.	No.	No.	No.
		現				
	機 械 車 両 又 は 設 備 の 名 称	元				
		現				
	機 械 車 両 又 は 設 備 の 所 有 者 の 氏 名	元				
		現				
	型 式	元				
		現				
	軸 馬 力	元				
		現				
	燃 焼 方 式	元				
		現				
	台 数	元				
		現				
	用 途	元				
		現				
年 間 見 込 量	元	リットル	リットル	リットル	リットル	
	現	リットル	リットル	リットル	リットル	
年間見込所要数量計	元		リットル	差引き	増	リットル
	現		リットル	減		リットル
備 考						

トラクターを買い換えた場合など、申請内容に変更があった時に必要な書類。



教えて！！質問コーナー

Q1. 免税証交付申請をしてから、免税証が発行されるまでどのくらいかかるの？

A. 概ね 1 週間程度で免税証が発行されます。

(ただし、更新期間が重なっていたりすると時間がかかる場合があります。)

Q2. 免税証を紛失、破損した場合はどうしたらいいの？

A. 振興局に紛失届けを提出します。また、免税証は金券と同じなので、警察にも届出を行います。

破損の場合、基本的にバーコードと管理番号が判別できれば使用できますが、判別できない場合は紛失届を提出します。

Q3. どんな機械に使用できるの？

A. 公道を走行しない、農業用に使用するトラクター・耕うん機等の機械です

(他にも、施肥用機械・収穫用機械・畜産用機械等に使用できますので、詳しくは個別にご相談ください。)

Q4. 免税証には有効期限がありますか？

A. 免税証には、有効期間が明示されていますので、その有効期間内でしか使用出来ません。有効期間内に使用できなかった場合で免税証が残っているときは、返納する必要があります。

(21 ページの様式)

Q5. 免税軽油使用者証に記載されている機械が古くなったので、新しい機械に買い換えました。用途は同じなのでそのまま免税軽油を使用していいですか？

A. 記載されている機械以外に免税軽油は使用できません。そのため、記載事項に変更が生じた際は、すぐに変更申請しましょう。(22 ページの様式)